

# 会 員 規 則

公益社団法人千葉県観光物産協会

## 公益社団法人千葉県観光物産協会会員規則

(目的)

第1条 この規則は、公益社団法人千葉県観光物産協会（以下「協会」という。）の会員に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(会員)

第2条 協会は次の会員をもって構成し、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律上の社員とする。

(1) 正会員 協会の目的に賛同して入会した個人又は団体

(2) 特別会員 観光事業に関係するもの又は学識経験を有するもので、総会において推薦されたものとする。

(入会)

第3条 協会の趣旨に賛同し、会員になろうとするものは、別紙様式1により、会長に申し込むものとする。

(入会基準)

第4条 次に掲げるものは協会の会員になることができない。

(1) 成年被後見人又は被保佐人

(2) 各法律の規定に違反して刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのもの

(3) 前号に該当する者を除くほか、禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わり、又は執行を受けることがなくなるまでのもの

(4) 入会することにより、協会の運営に著しく不利益をもたらすと理事会が判定するもの

(入会金)

第5条 入会金は別表第1の基準により算定した額とする。ただし、当該額を超えることを妨げない。

(会費)

第6条 会費は4月1日を基準日とし、年会費とする。

2 会費は、別表第1の基準により算定した額とする。

3 会員は、前項の規定により算定した額を超えて会費を収めることができる。

4 入会した年度の会員期間が1年に満たないものの会費は、会員として在籍する月数により按分して算定した金額とし、100円未満については切り捨てるものとする。

(納入)

第7条 会員は入会金、会費及びその他必要に応じ協会から請求される負担金等について、通知された日から1か月以内に納入しなければならない。

2 前項の規定にかかわらず、期限を定めて通知されたときは、当該期限までに納入しなければならない。

(退会)

第8条 正会員は、別紙様式2により、会長に退会を申し出て、任意に退会することができる。

2 翌年度以降に退会しようとするものは、別紙様式3により、会長に申し出ることにより、前項の規定を準用することができるものとする。

3 退会しようとするものは、会費の納入等所定の義務を完了しなければならない。

(除名)

第9条 協会は、会員が次の各号の一に該当する場合には、除名することができる。この場合、その会員に対し、弁明の機会を与えるものとする。

(1) 本協会の定款、規則又は総会の議決に違反したとき。

(2) 本協会の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(抛出金品の不返還)

第10条 既納の入会金、会費及びその他の抛出金品は、返還しない。

附 則

この規則は、平成19年4月1日から施行する。ただし、賛助会員に係る事項については、定款第5条に賛助会員を規定し、変更認可を受けた日から施行する。

附 則

この規則は、平成20年5月23日から施行する。（会費基準関係・入会申込書）

附 則 平成23年3月23日 一部改正（名称、目的）

この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、(社)千葉県物産協会から(社)千葉県観光協会へ一括入会した会員、(社)千葉県物産協会との合併により承継した会員、県産品製造・販売事業者の区分で入会する会員の平成23年度の会費については、経過措置として、(社)千葉県物産協会の従前の会費基準を適用する。

附 則 平成24年3月27日 一部改正（入会金、会費）

この規則は、平成24年4月1日から施行する。

附 則 平成24年5月23日 一部改正（名称、目的）

この規則は、公益社団法人千葉県観光物産協会の設立登記の日から施行する。

附 則 平成25年3月5日 一部改正（会員、退会）

この規則は、公益社団法人千葉県観光物産協会の設立登記の日から施行する。